

前橋市

都市計画マスタープラン

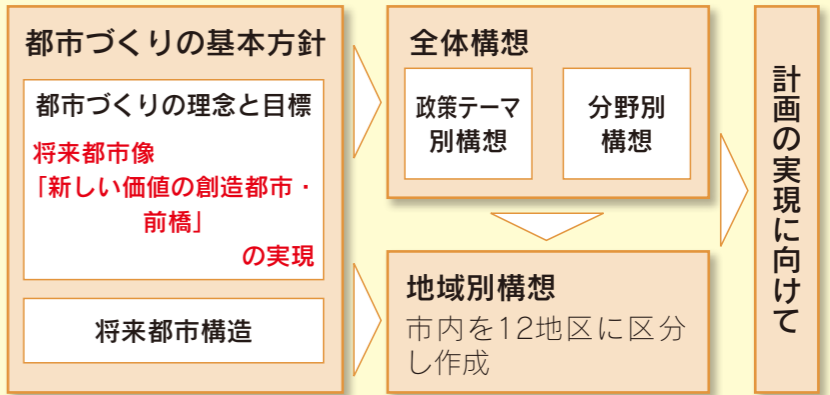
2026 [概要版]



○前橋市

前橋市都市計画マスタープランの構成と目標年次

本計画は、本市の将来都市像や将来都市構造などの都市づくりの基本方針と、この基本方針に基づき土地利用など広い視野から見た「全体構想」及び地域ごとの将来像や土地利用など生活に身近な視点から見た「地域別構想」を大きな柱として構成しています。
目標年次は、令和22年です。



都市づくりの基本方針

都市づくりの理念と目標

本市は、豊かな自然を有する旧4町村との合併を踏まえ、それぞれの地域特性を考慮しながら市街地空間と田園空間の調和した将来都市像を実現していくために、これまでの取組みは継承しつつ、さらに、土地利用の規制・誘導や都市施設の整備、市街地開発事業等による整備、開発及び保全、都市計画区域の統合や拡大などにより、一つの都市として総合的に取り組んでいきます。

将来都市像 「新しい価値の創造都市・前橋」

都市づくりの理念

多様な都市機能の備わったにぎわいのある市街地環境づくり
豊かな自然と地域特性を活かした潤いと安らぎのある居住環境づくり

前橋市が目指すコンパクトなまちづくり

ひとつの都市として
市全体が地域とともに発展する
コンパクトなまちづくり



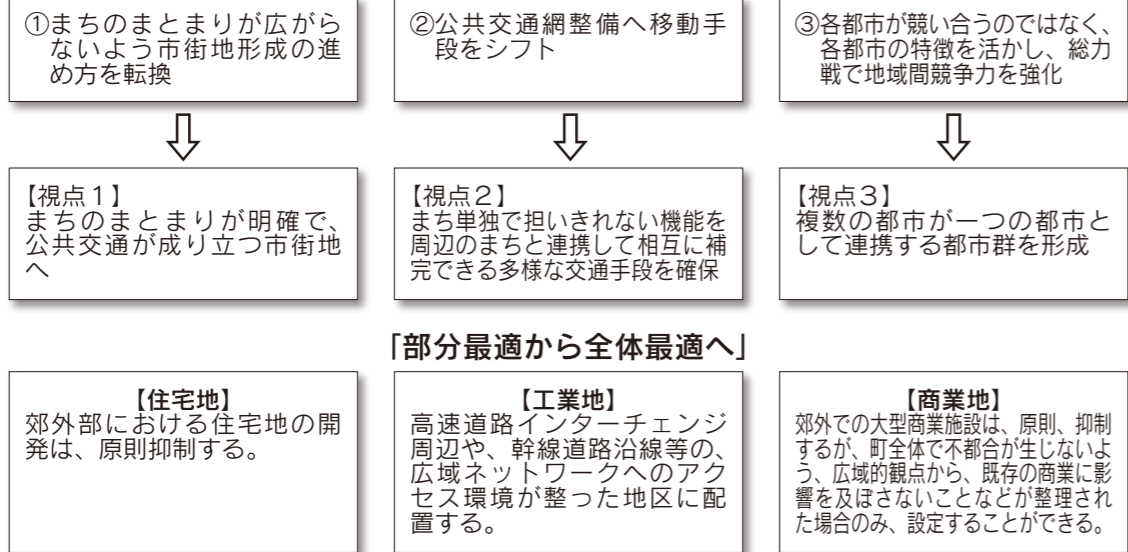
地域が連携しながら、それぞれ発展することにより、市全体の発展を促す。

都市づくりの基本目標

- 市の発展、都市活力の創出の中心となる都心核・地域核の形成
- 地域の発展や地域住民の生活を支える地域拠点・生活拠点の形成
- 誰もが快適に移動できる公共交通を中心とした交通ネットワークの形成
- すべての人々が生き生きと暮らせる居住環境の形成
- 都市と自然が調和した土地利用の推進

「整備、開発及び保全の方針」における目指すべき都市構造

「都市計画区域マスタープラン」では、「人口増加時代のまちづくり」から転換し、「人口減少局面でもぐんまらしい持続可能なまちづくり」が行えるよう、群馬県として広域的な見地から取り組むべき都市計画の方向性を次の「3つの視点」で示しています。



将来都市構造の基本的な考え方

本市における今後のまちづくりは、人口減少、少子高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を実現することが大きな課題となっています。このように社会情勢が大きく変化していく中で、これからも都市の活力を維持・向上していくためには、本市の地域特性や立地条件を考慮しながら、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、地域の拠点や公共交通沿線に都市機能や居住機能を集約するとともに、地域を公共交通で結ぶ『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進することで、持続可能な都市を目指す必要があります。

そこで、「前橋市立地適正化計画（改訂版）」や「前橋市地域公共交通計画」と連携し、自動車以外でも移動が容易な都市構造への転換を促進することで、自動車を中心とした生活から過度に自動車に依存しない生活への転換を図ります。

1 都心核・地域核

- 都心核
- 地域核〈新前橋駅周辺地区 / 前橋南部地区 / 大胡地区〉

3 交通施設網

- 都市軸〈広域都市軸 / 放射都市軸〉
- 鉄道交通軸
- バス交通軸

2 地域拠点・生活拠点

- 地域拠点
- 生活拠点

4 土地利用

- 〈商業・業務系土地利用〉 〈複合系土地利用〉
- 〈工業・産業系土地利用〉 〈住居系土地利用〉
- 〈田園環境共生土地利用〉 〈森林環境保全土地利用〉

全体構想

全体構想は、都市づくりの基本方針に基づき、市全体を対象にした広い視野から見たまちづくりの方向性を示すものです。本市では、「第七次前橋市総合計画」そして本計画の将来都市像である「新しい価値の創造都市・前橋」実現のため、政策的視点からのまちづくり（政策テーマ別構想）を進めていきます。また、政策テーマ別構想の実現も踏まえた都市計画の分野別まちづくり（分野別構想）を進めていきます。

政策テーマ別構想

1：本市の特性を踏まえた『コンパクトなまちづくり』

- ①市あるいは地域の発展をけん引する都心核等の形成
- ②都心核等の連携強化
- ③魅力と求心力ある中心市街地の整備
- ④自然と市街地が共生できる土地利用の実現
- ⑤公共施設の適正な見直しと市有資産の活用

3：自然と調和し魅力を創出する『美しい景観のまちづくり』

- ①原風景を守り、生きた資源として継承する
- ②誰もが主体性をもって景観づくりに取り組む
- ③景観資源を活用し、地域力の向上を図る

5：いつまでも住み続けることができる『安全安心なまちづくり』

- ①災害に強いまちづくり
- ②すべての人が活動しやすい都市空間の整備
- ③高齢者や障害のある人などの生活を支えるまちづくり
- ④交通安全や防犯に配慮したまちづくり

2：良好な自然環境を次世代に継承する『環境負荷の少ないまちづくり』

- ①環境にやさしく、調和のとれた市街地環境の形成
- ②自然環境の保全・活用
- ③環境にやさしい公共交通を中心としたまちづくり
- ④環境に配慮した施設整備

4：地域資源を活用した『活力のあるまちづくり』

- ①力強い農林業との連携
- ②活気ある工業との連携
- ③活気ある商業との連携
- ④地域の特性を活かした観光振興との連携
- ⑤産業振興を支える交通環境の充実

分野別構想

1：土地利用の方針

約3万1千haという広い市域の土地利用の基本的な考え方

3：水と緑の整備・保全の方針

自然環境の保全・活用や公園・緑地の整備などの基本的な考え方

2：交通体系の整備の方針

国道や鉄道などを骨格とする交通体系整備の基本的な考え方

4：その他の都市施設整備の方針

公共下水道やごみ焼却場などの都市施設整備の基本的な考え方

地域別構想

南橋地区

自然を活かした潤いに包まれた 住みよいまち

利根川や橘山などの自然と共生した、日常生活に便利で住みよいまちを目指します。

本庁地区

県都の顔として 利便性が高くにぎやかなまち

県都である本市の顔としての美しい景観と多様な都市機能を備えた、多くの人が住み、地区外からも多くの人が訪れる、利便性が高くにぎわいのあるまちを目指します。

中心市街地

人が生き、「都市の恵み」あふれる 文化交流都心

良好な水辺環境や、特色を持つ商店街、前橋文学館等のスポットに加えて、歴史・文化性の高い地域特性を生かし、市民や来訪者にとって魅力的な地区の形成を目指します。

清里・総社地区

豊かな自然と歴史を感じ、 新たな活力を生み出す住みよいまち

総社二子山古墳をはじめとする恵まれた歴史資源や自然とともに、駒寄スマートインターチェンジが有する利便性や地域特性を活かした新たな活力を生み出す住みよいまちを目指します。

元総社・東地区

市西部の中心となる便利で住みよいまち

隣接する中心市街地と連携して、市西部の中心的役割を担う多くの人にとって便利で住みよいまちを目指します。

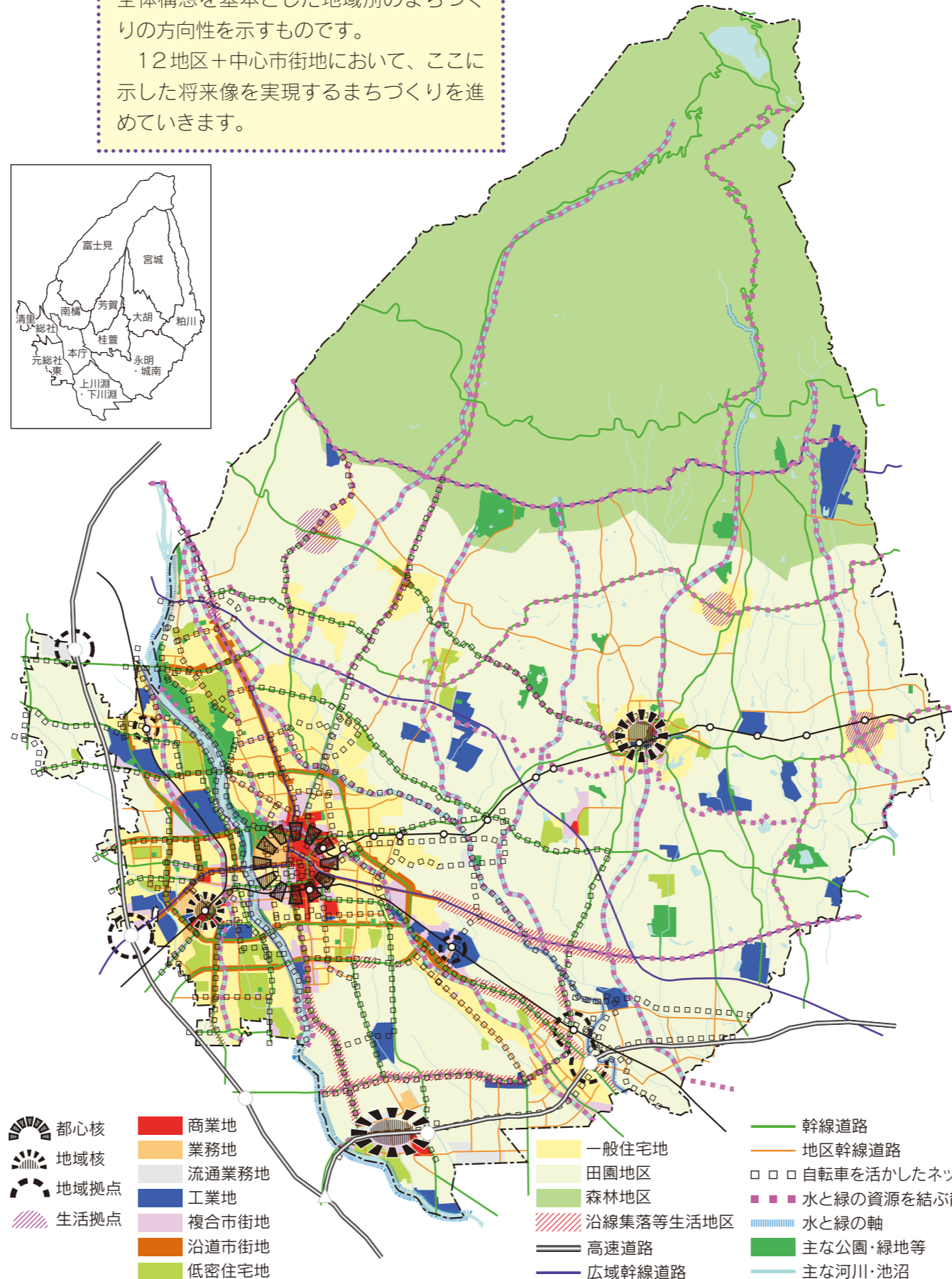
上川淵・下川淵地区

高速交通網を活かして 新たな市の活力を生み出すまち

市南部の中心として、前橋南インターチェンジが有する交通利便性や恵まれた地域資源を活かして、市内外から多くの人が訪れて新たな市の活力を生み出すまちを目指します。

地域別構想は、都市づくりの基本方針、全体構想を基本とした地域別のまちづくりの方向性を示すものです。

12地区+中心市街地において、ここに示した将来像を実現するまちづくりを進めていきます。



富士見地区

自然の美しさと田園資源を活かした 快適で活力のあるまち

赤城山南麓の豊かな自然と、住民の日常生活の利便性の高い、快適で活力のある都市の形成を目指します。

芳賀地区

豊かな自然と共生するまち

他地区への移動を容易にし、恵まれた自然に包まれて快適に暮らすことができるまちを目指します。

宮城地区

赤城山南麓の自然と共生した 潤いのあるまち

恵まれた自然を活かして、多くの人が訪れ、また自然に包まれて暮らすことができる潤いのあるまちを目指します。

大胡地区

市東部の中心として 日常生活の利便性を支えるまち

市東部の中心として、地区内外の住民の日常生活を支える利便性の高さと、豊かな自然に包まれた潤いのあるまちを目指します。

柏川地区

自然に包まれた潤いと創造のあるまち

恵まれた自然環境の中で、住宅地と工業地が共生するまちを目指します。

永明・城南地区

交通利便性が活かされた 自然や歴史と共生したまち

2つの鉄道駅と駒形インターチェンジが有する交通利便性を活かし、恵まれた自然や歴史資源と住宅地や工業地が共生するまちを目指します。

桂萱地区

交通の利便性に富んだ住みよいまち

恵まれた農地等による潤いがあり、鉄道を利用した交通利便性が高いまちを目指します。

将来都市構造

都市と自然の調和を基本に、多様な人々や資源、情報が交流する都心核と、地域核や地域拠点・生活拠点など、地域の発展を支える集約拠点を結びつけることで、市全体が地域とともに発展するまちづくりを推進します。

将来都市構造図

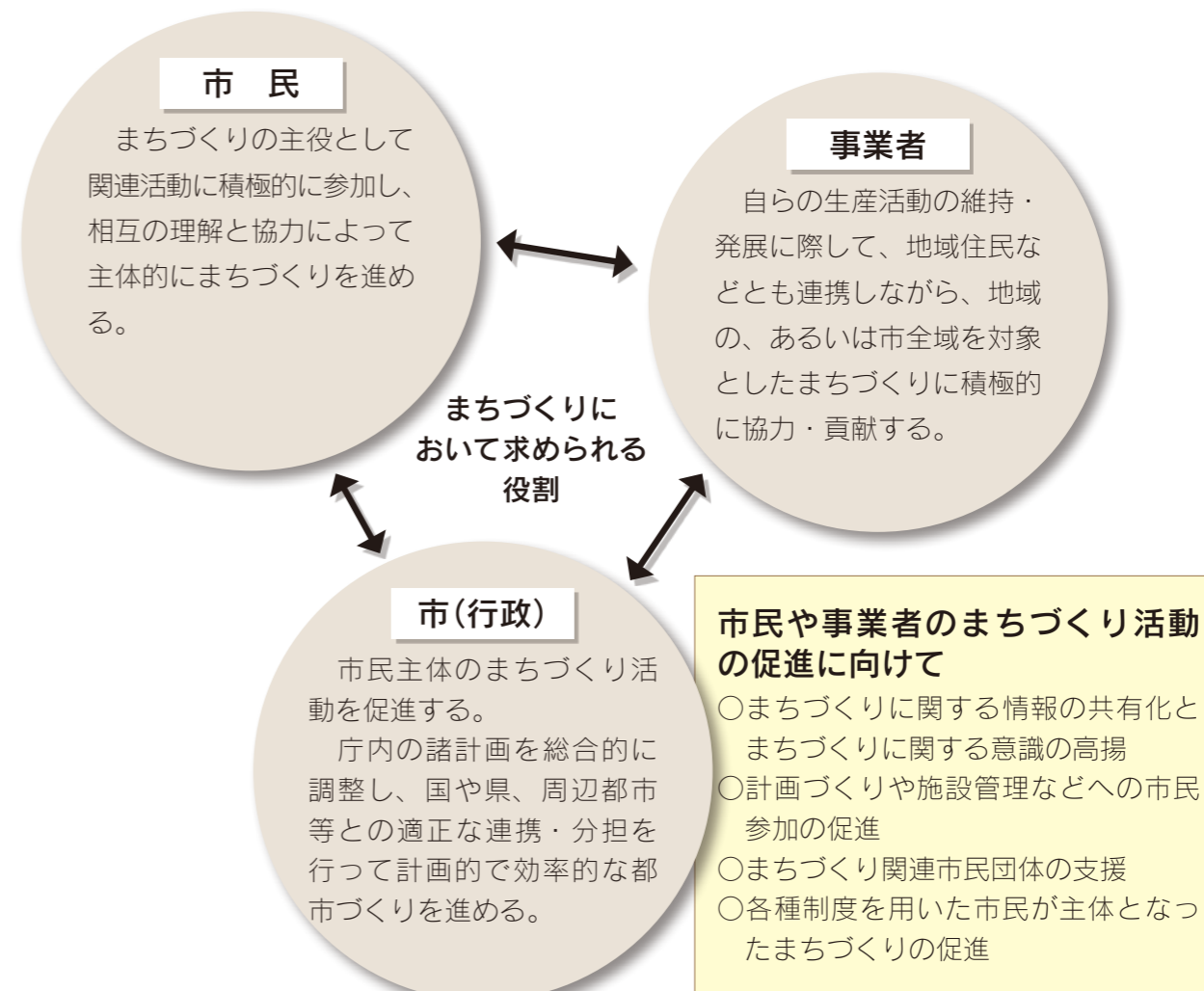
イメージ



計画の実現に向けて

多様な主体の参画による『協働によるまちづくりの推進』

少子・高齢・人口減少社会の到来によって社会構造が変化していく中、これからのまちづくりには将来を担うこどもたちの参画を含め、市民力・地域力を活かしていくことが必要です。市民をはじめ、企業や各種団体がまちづくりの担い手の一人として、自ら主体的に景観形成や環境保全活動などを展開できるよう、本計画に基づく、「行政と共に担う都市計画」を実現するための仕組みづくりを推進します。



前橋市都市計画マスタープラン2026

【概要版】

令和8年3月

発行 前橋市
 編集 前橋市都市計画部都市計画課
 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号
 TEL 027-224-1111 <代表>
 ホームページ <https://www.city.maebashi.gunma.jp>